



行羽組監第1号
令和7年9月1日

行田羽生資源環境組合
管理者 行田 邦子 様

行田羽生資源環境組合
監査委員 鈴木 康夫
監査委員 小林 修

令和6年度行田羽生資源環境組合会計決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和6年度行田羽生資源環境組合会計決算書その他政令で定める書類について審査を行ったので、その結果について意見を別紙のとおり提出します。

令和 6 年度行田羽生資源環境組合会計決算審査意見書

1 審査の期日

令和 7 年 8 月 2 9 日（金）

2 審査の対象

- （１）令和 6 年度歳入歳出決算書
- （２）令和 6 年度歳入歳出決算事項別明細書
- （３）令和 6 年度実質収支に関する調書
- （４）令和 6 年度財産に関する調書

3 審査の方法

令和 6 年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算書及び提出された資料に基づき、決算の正確性や事業の進捗状況について関係課職員の説明を求め、審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算の係数は、関係諸帳簿や証拠書類との照合の結果、正確であると認められた。また、予算執行及び事務処理についても、適正に処理されていた。

5 意見

昨年度から着手した新たなごみ処理施設の整備事業は、構成市にとって過去最大規模の建設工事であり、令和 1 0 年 6 月までの長期間にわたる工事であることから、工事監督業務と成果物に対する検査業務の適正な執行に努められたい。また、事務事業の執行にあたっては、国交付金等の財源を確保するとともに経費節減を心掛け、効率的で効果的な運営に取り組むこと。